

「空き家バンク」をご活用ください！

～空き家に残っている家財道具を処分するための補助制度を設けました～

南九州市には、未だ有効活用されていない空き家が多く存在しております。

市内の空き家の利活用を促進するために、「南九州市空き家バンク」への登録を完了した物件を対象に、家屋に残っている家財道具などの処分にかかる費用の一部を助成します。

対 象 物 件

空き家バンクへの登録を完了した物件

対 象 者

- (1) 登録物件の所有者等
- (2) 登録物件への入居者

※ ただし、登録物件の売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から6月以内に限ります。

対 象 経 費

空き家バンク登録物件に残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費

※ 家財道具等の処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものとします。

補 助 金 額

補助対象経費の **1 / 2**
上限額 10万円

※ 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

そ の 他

※ 予算の範囲内での交付になります。
まずは、ご相談ください。

※ 補助金の交付は、登録物件の所有者等又は登録物件への入居者のいずれかに対して1回限りとします。

※ 家財道具等処分は、申請した年度の年度末までに完了することとします。



申 請 の 流 れ

交 付 申 請 書 の 提 出

【添付資料】

- ・売買又は賃貸借契約書（写）
- ・家財道具等の処分・搬出経費の見積書（写）
- ・家財道具等の処分・搬出前の写真

書 類 審 査

交 付 決 定 通 知

着 手

完 了

完 了 報 告 書 の 提 出

【添付資料】

- ・家財道具等の処分・搬出経費の領収書又は請求書（写）
- ・家財道具等の処分・搬出後の写真

書 類 審 査

補 助 金 額 の 確 定 通 知 補 助 金 の 支 払 い